

令和3年度 独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画の自己評価結果
 (対象期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日)

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容 令和3年度 に開始した 取組	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
			目標の 進捗状況 (※)		
1. 重点的取組					
(1) 一者応札の改善					
①過去に一者応札・一者応募となつた契約で、引き続き同様の結果が想定されるもの及び新規の案件であつて応札者が少数と見込まれるものは、原則として、休日を除いて20日以上の公告期間を確保する。また、業務内容等に応じ、契約(落札決定)後の準備期間を考慮したうえで契約期間等を設定し、落札決定から業務等開始までに十分な期間が確保できるよう入札実施期間を設定する。		過去の入札等の実績や業務内容を勘案し、応札者若しくは応募者が少数と見込まれる契約については、公告期間を休日を除き20日以上確保した。 また、業務内容等に応じ、契約(落札決定)後の準備期間を考慮したうえで契約期間等を設定し、落札決定から業務等開始までに十分な期間が確保できるよう入札実施期間を設定した。	複数の応札がされた案件もあつたが、再度一者応札になつた案件もあつた。	A	— 引き続き実施する。
②仕様書における目的や業務等の内容の明確化、発注単位等が妥当であるかについて、検証を行う。		会計課において、仕様書の内容について、確認した。また、情報システムに係る仕様書は、すべてCIO補佐官の確認を実施した。	再度一者応札となつたが、左記の取組を実施した。	A	— 引き続き実施する。
③入札説明書等を受領したものの、応札しなかつた事業者に対する理由を徹取し、要因を分析する。		一者応募・一者応札の案件に限らず、入札説明書等を受領した後、応札しなかつた事業者に対し理由を徹取した。	再度一者応札となつたが、左記の取組を実施した。	A	— 取組を継続するとともに、今後同様の案件を調達する場合に、当該理由を可能な限り反映させる。
(2) 事前確認公募を行う場合の事前検証					
①一般競争入札を実施した場合に一者応札が見込まれる案件について、事前確認公募を実施しようとする場合は、その公募の妥当性について、事前に検証を行うものとする。		新規に公募を実施する案件については、仕様書の内容精査、その理由を明確にし、事前に妥当性等の検証を実施することとした。	新規に公募を実施する案件について、仕様書の内容精査、その理由を明確にしたことで、事前に妥当性等の検証を実施することができた。	A	— 引き続き実施する。

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容 令和3年度 に開始した 取組	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
			目標の 進捗状況 (※)		
2. 調達に関するガバナンスの徹底					
(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立		随意契約を締結するものについては、決裁文書に会計規程の根拠条文及びその理由を明記し、契約責任者までの決裁において内容を精査するなど、相互けん制を機能させた。	随意契約を締結するものについて、決裁文書に会計規程の根拠条文及びその理由を確認の上明記し、審査・決裁することで、適正な契約の確保を図ることができた。	A	—
(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組		会計規程細則第24条の3第2項の規定に基づく複数の関係職員による審査及び決裁による相互けん制並びに同第26条第4項の規定に基づく予定価格を記載した書面等の金庫への保管及び漏洩の防止対策を徹底する。	内部けん制機能が確保されるとともに、予定価格の情報漏えいを防止するなど、不祥事発生の未然防止を図ることができた。	A	—
3. 自己評価の実施					
調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。	調達等合理化計画の自己評価を年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告して主務大臣の評価を受けた。	随意契約の見直しなどの取組について、透明性を確保した。	A	—	引き続き実施する。
4. 推進体制					
(1) 推進体制		調達等合理化検討会において、調達等合理化計画の推進状況のフォローアップを行った。	適切に進捗状況のフォローアップを行うことができた。	A	—
(2) 契約監視委員会の活用		契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、新たな随意契約及び競争性のある契約のうち一者応札・一者応募になった契約などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、2か年連続して一者応札・一者応募となった契約案件は、その改善に向けた取組内容等について、原則として事前に点検を行い、その審議概要を公表する。	契約監視委員会委員からの意見を今後の取組の参考とすることことができた。	A	—

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	令和3年度 に開始した 取組			目標の 進捗状況 (※)		
5. その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国民生活センターのホームページにて公表する。		調達等合理化計画及び自己評価結果等を、国民生活センターのホームページに公表した。	取組の透明性を確保することができた。	A	—	引き続き実施する。

(※)

A:(定量的な目標)目標達成率90%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組

B:(定量的な目標)目標達成率50%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(主務省庁、センター内の他部局)との調整を行った取組

C:(定量的な目標)目標達成率50%未満

(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組